

新旧対照表

【特例輸入者及び特定輸出者の承認要件の審査要領について（平成19年3月31日蔵関第418号）】

改正後	改正前
<p><u>特例輸入者等の承認要件の審査要領について</u></p> <p>関税法（昭和29年法律第61号）第7条の5、第51条（第62条において準用する場合を含む。）又は第67条の4に規定する承認の要件の審査は、平成19年10月1日より、下記により行うこととするので了知ありたい。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>1 定義 この通達において、次に掲げる用語の意義は、それぞれの定義に従うものとする。 ～（省略） — 「<u>特定保税承認者</u>」とは、法第50条第1項又は法第61条の5第1項の規定により承認を受けた者をいう。 — （省略） — 「<u>法令遵守規則</u>」とは、法第7条の5第3号、法第51条第3号（法第62条において準用する場合を含む。）又は法第67条の4第3号に規定する規則をいう。 — 「<u>承認申請者</u>」とは、法第7条の2第6項、法第50条第1項、法第61条の5第1項又は法第67条の3第5項に規定する申請書を税関長に提出した者をいう。 ～（省略） — 「<u>保税蔵置場</u>」とは、法第42条第1項に規定する許可を受けた場所又は法第50条第1項に規定する届出を行った場所をいう。 — 「<u>保税工場</u>」とは、法第56条第1項に規定する許可を受けた場所又は法第61条の5第1項に規定する届出を行った場所をいう。 — 「<u>貨物管理業務</u>」とは、保税蔵置場における法第42条第1項に規定する行為に関する業務又は保税工場における法第56条第1項に規定する保税作業に関する業務をいう。 ～（省略） (21) 「<u>保税帳簿</u>」とは、法第34条の2又は法第61条の3に規定により設け、</p>	<p><u>特例輸入者及び特定輸出者の承認要件の審査要領について</u></p> <p>関税法（昭和29年法律第61号）第7条の5に規定する承認の要件及び同法第67条の4に規定する承認の要件の審査は、平成19年4月1日より、下記により行うこととするので了知ありたい。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>1 定義 この通達において、次に掲げる用語の意義は、それぞれの定義に従うものとする。 ～（同左） — （同左） — 「<u>法令遵守規則</u>」とは、法第7条の5第3号又は法第67条の4第3号に規定する規則をいう。 — 「<u>承認申請者</u>」とは、法第7条の2第6項又は法第67条の3第5項に規定する申請書を税関長に提出した者をいう。 ～（同左） — （同左）</p>

新旧対照表

【特例輸入者及び特定輸出者の承認要件の審査要領について（平成19年3月31日蔵関第418号）】

改正後	改正前
<p>保存する帳簿（民間事業者等が行う画面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律（平成16年法律第149号）の規定に基づき同法第2条第4号に規定する「電磁的記録」により保存する場合を含む。）をいう。</p> <p>(22) 「他法令の遵守規則」とは、規則第1条の2第1号ハ若しくは第2号ハ又は規則第4条の5第1号ハ若しくは第2号ハ（規則第4条の10において準用する場合を含む。）に規定する法令の規定を遵守するための規則をいう。</p> <p>(23) 「財務状況」とは、規則第1条の2第1号ト又は規則第4条の5第1号ト若しくは第2号ト（規則第4条の10において準用する場合を含む。）に規定する財務の状況をいう。</p> <p>2 法第7条の5第1号、法第51条第1号（法第62条において準用する場合を含む。）又は法第67条の4第1号に規定する事項の審査</p> <p>法第7条の2第6項、法第50条第3項、法第61条の5第3項又は法第67条の3第5項に規定する申請書の提出があった場合には、承認申請者（当該承認申請者が使用する代理人、支配人その他の主要な従業者を含むものとし、当該承認申請者が法人である場合にはその役員を含む。）が法第7条の5第1号イ及びロの規定、法第51条第1号ロ及び同号ハの規定、法第62条において準用する法第51条第1号ロ及び同号ハの規定又は法第67条の4第1号イからハまでの規定に該当する者でないこと、及び当該承認申請者が法第7条の5第1号への規定、法第51条第1号イの規定、法第62条において準用する法第51条第1号イの規定又は法第67条の4第1号ホの規定に該当する者でないことについて審査する。なお、法第7条の5第1号ハ及び法第67条の4第1号ニに規定する使用人その他の従業者とは、支配人、支配人に準ずる地位にある者及びこれらの者を直接補佐する職にある者並びに通関業務（通関に関連する一切の業務をいうものとし、通關に關連する経理、営業その他の業務を含む。）に直接携わる担当者とし、通關業務以外の業務に從事している者であって、かつ、承認申請者の通關業務に影響力を有していないことが明らかであると認められる者は除くものとし、法第51条第1号ハに規定する法第43条第4号（法第62条において準用する場合を含む。）に規定する支配人その他の主要な従業者とは、支配人、支配人に準ずる地位にある者及びこれらの者を直接補佐する職にある者とする。</p>	<p>— 「他法令の遵守規則」とは、規則第1条の2第1号ハ及び第2号ハに規定する関税関係法令以外の法令に関する法令遵守規則をいう。</p> <p>— 「財務状況」とは、規則第1条の2第1号トに規定する財務状況をいう。</p> <p>2 法第7条の5第1号又は法第67条の4第1号に規定する事項の審査</p> <p>法第7条の2第6項又は法第67条の3第5項に規定する申請書の提出があった場合には、承認申請者（当該承認申請者が使用する代理人、使用人その他の従業者を含むものとし、当該承認申請者が法人である場合にはその役員を含む。）が法第7条の5第1号イ及びロの規定又は法第67条の4第1号イからハまでの規定に該当する者でないこと、及び当該承認申請者が法第7条の5第1号への規定又は法第67条の4第1号ホの規定に該当する者でないについて審査する。なお、法第7条の5第1号ハ及び法第67条の4第1号ニに規定する使用人その他の従業者とは、支配人、支配人に準ずる地位にある者及びこれらの者を直接補佐する職にある者並びに通關業務（通關に關連する一切の業務をいうものとし、通關に關連する経理、営業その他の業務を含む。）に直接携わる担当者とし、通關業務以外の業務に從事している者であって、かつ、承認申請者の通關業務に影響力を有していないことが明らかであると認められる者は除くものとする。</p>

新旧対照表

【特例輸入者及び特定輸出者の承認要件の審査要領について（平成19年3月31日蔵関第418号）】

改正後	改正前
(省略)	(同左)
3 法第7条の5第2号、法第51条第2号（法第62条において準用する場合を含む。）又は法第67条の4第2号に規定する事項の審査	3 法第7条の5第2号又は法第67条の4第2号に規定する事項の審査
<p>法第7条の5第2号又は法第67条の4第2号に規定する電子情報処理組織を使用して行うことができる能力を有していることとは、承認申請者が特例申告貨物に係る輸入申告及び特例申告又は特定輸出申告を通関情報処理システム（NACC S）を使用して行うことができる環境を整えていることをいうものとし、当該承認申請者がこれらの申告に係る業務の一部又は全部を通関業者に委託している場合にあっては、当該委託を受けた通関業者がこれらの申告を通関情報処理システムを使用して行うことができる環境を整えていれば足りることとなるので留意する。</p>	<p>法第7条の5第2号又は法第67条の4第2号に規定する電子情報処理組織を使用して行うことができる能力を有していることとは、承認申請者が特例申告貨物に係る輸入申告及び特例申告又は特定輸出申告を通關情報処理システム（NACC S）を使用して行うことができる環境を整えていることをいうものとし、当該承認申請者がこれらの申告に係る業務の一部又は全部を通關業者に委託している場合にあっては、当該委託を受けた通關業者がこれらの申告を通關情報処理システムを使用して行うことができる環境を整えていれば足りることとなるので留意する。</p>
<p>— 法第51条第2号又は法第62条において準用する法第51条第2号に規定する電子情報処理組織を使用して行うことができる能力を有していることとは、貨物管理業務において通關情報処理システムを使用して行うことができる環境を整えており、かつ、管理する貨物の取扱い状況に応じて適時、適正に当該システムに入力することができる能力を有していることをいう。なお、一つの承認申請者が2以上の保税蔵置場等の許可を受けており、一部の保税蔵置場等において通關情報処理システムを使用して行うことができる環境を整えていない場合であっても、その他の保税蔵置場等における貨物管理業務について通關情報処理システムを使用して適正に当該システムに入力することができる能力を有していることが確認できる場合には、当該基準に適合しているものとして取り扱うこととする。</p>	<p>— (同左)</p>
<p>— 承認申請者が法第51条第2号に規定する外国貨物の蔵置等に関する業務を適正かつ確実に遂行することができる能力又は法第62条において準用する法第51条第2号に規定する保税作業に関する業務を適正かつ確実に遂行することができる能力を有しているか否かの判断は、当該承認申請者に係る保税蔵置場（法第50条第1項の届出に係るものに限る。以下この項において同じ。）又は保税工場（法第61条の5第1項の届出に係るものに限る。以下この項において同じ。）における税関手続に関する知識及び経験、承認申請者に係る保税蔵置場又は保税工場における貨物の管理体制の整備状況並びに貨物の盗難等を防止するための保全措置の状況等を</p>	

新旧対照表

【特例輸入者及び特定輸出者の承認要件の審査要領について（平成19年3月31日蔵関第418号）】

改正後	改正前
<p><u>審査した上で総合的に行うものとする。なお、承認申請者が法第48条第1項又は法第61条の4において準用する法第48条第1項による処分を過去3年以内に受け、又は処分を受けることが予定されている場合には、法第51条第2号又は法第62条において準用する法第51条第2号に規定する基準に適合しないものとして取り扱うので留意する。</u></p>	
<p><u>承認申請者が法第7条の5第2号に規定する特例申告貨物の輸入に関する業務を適正かつ確実に遂行することができる能力、法第51条第2号に規定する外国貨物の蔵置等に関する業務を適正かつ確実に遂行することができる能力、法第62条に置いて準用する法第51条第2号に規定する保税作業に関する業務を適正かつ確実に遂行することができる能力又は法第67条の4第2号に規定する特定輸出申告に係る貨物の輸出に関する業務を適正に遂行することができる能力を有しているか否かの判断にあたっては、承認申請者の責任者及び配置する従業員が下記に該当する者か否かについて、十分に注意を払うことが望ましい。</u></p>	
<p><u>指定暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第3号に規定する指定暴力団をいう。以下同じ。）に過去関与したこと又は現在関与していることが懸念される者。</u></p>	<p><u>国内外の治安に重大な影響を与えるおそれのある団体等への関与が懸念される者。</u></p>
<p>4 法第7条の5第3号、法第51条第3号（法第62条において準用する場合を含む。）又は法第67条の4第3号に規定する事項の審査</p> <p><u>承認申請者が作成する法令遵守規則については、規則第1条の2、規則第4条の5（規則第4条の10において準用する場合を含む。）又は規則第9条に規定する事項が記載されるとともに、当該事項が特例申告貨物若しくは特定輸出貨物に関する税関手続若しくは管理に係る業務又は貨物管理業務若しくは当該業務に関する税関手続を法その他の法令の規定に照らして適正に履行するための内容を有し、かつ、当該法令遵守規則の内容を適正に履行するための体制及び手順等が整備されているか否かについて、別紙「法令遵守規則の記載内容及び内部体制等に関する審査事項一覧表」により審査するものとする。なお、当該審査に当たっては、別紙様式「法令遵守規則の記載内容等に係るチェックシート」を手交し、これに所要の項目を記入した上で提出させることにより審査の参考とするとともに、承認申請者の業務運営状況、内部体制等を十分に聴取すること</u></p>	<p>4 法第7条の5第3号又は法第67条の4第3号に規定する事項の審査</p> <p><u>承認申請者が作成する法令遵守規則については、規則第1条の2又は第9条に規定する事項が記載されるとともに、当該事項が特例申告貨物又は特定輸出貨物に関する税関手続又は管理に係る業務を法その他の法令の規定に照らして適正に履行するための内容を有し、かつ、当該法令遵守規則の内容を適正に履行するための体制及び手順等が整備されているか否かについて、別紙「法令遵守規則の記載内容及び内部体制等に関する審査事項一覧表」により審査するものとする。なお、当該審査に当たっては、別紙様式「法令遵守規則の記載内容等に係るチェックシート」を手交し、これに所要の項目を記入した上で提出させることにより審査の参考とするとともに、承認申請者の業務運営状況、内部体制等を十分に聴取すること</u></p>

新旧対照表
【特例輸入者及び特定輸出者の承認要件の審査要領について（平成19年3月31日蔵関第418号）】

改正後	改正前
<p>要の項目を記入した上で提出させることにより審査の参考とするとともに、承認申請者の業務運営状況、内部体制等を十分に聴取することにより、当該承認申請者の実情を考慮するものとする。</p> <p>承認申請者が当該承認申請者の事業又は業務の内容等に関し、他法令の遵守規則を定めるべき者又は定めることが望ましいとされている者である場合の当該他法令の遵守規則の取扱いは、次による。</p> <p>承認申請者（承認申請者が特例輸入関連業務、貨物管理業務又は特定輸出関連業務の全部又は一部を他の者に委託している場合にあっては、その者を含む。）が他法令の遵守規則を定めている場合には、当該他法令の遵守規則を当該承認申請者における法令遵守の程度を判断するに当たっての有効な資料とする。この場合においては、その内容を聴取の上、当該他法令の遵守規則が有効に運用されているか否かを確認する。 及び　（省略）</p>	<p>とにより、当該承認申請者の実情を考慮するものとする。</p> <p>承認申請者が当該承認申請者の事業又は業務の内容等に関し、他法令の遵守規則を定めるべき者又は定めることが望ましいとされている者である場合の当該他法令の遵守規則の取扱いは、次による。</p> <p>承認申請者（承認申請者が特例輸入関連業務又は特定輸出関連業務の全部又は一部を他の者に委託している場合にあっては、その者を含む。）が他法令の遵守規則を定めている場合には、当該他法令の遵守規則を当該承認申請者における法令遵守の程度を判断するに当たっての有効な資料とする。この場合においては、その内容を聴取の上、当該他法令の遵守規則が有効に運用されているか否かを確認する。 及び　（同左）</p>
5　（省略）	5　（同左）
<p>別紙 法令遵守規則の記載内容及び内部体制等に関する審査事項一覧表</p> <p>1 体制整備等に関する基本的事項</p> <p>以下の基本的事項が明記されているか。</p> <p>法令遵守規則は、特例輸入関連業務、貨物管理業務又は特定輸出関連業務を適正に遂行するため必要な措置を定めるものであること。</p> <p>（省略）</p> <p>最高責任者は、法令遵守規則を執行するに当たって最も適当な者であるか。</p> <p>（注1）承認申請者が法人である場合であって、当該法人における特定の事業部門（以下「特定事業部門」という。）が特例輸入関連業務又は特定輸出関連業務を行う場合（以下「特定事業部門による利用の場合」という。）であっても、その最高責任者は、法令遵守規則を</p>	<p>別紙 法令遵守規則の記載内容及び内部体制等に関する審査事項一覧表</p> <p>1 体制整備等に関する基本的事項</p> <p>以下の基本的事項が明記されているか。</p> <p>法令遵守規則は、特例輸入関連業務又は特定輸出関連業務を適正に遂行するため必要な措置を定めるものであること。</p> <p>（同左）</p> <p>最高責任者は、法令遵守規則を執行するに当たって最も適当な者であるか。</p> <p>（注）承認申請者が法人である場合であって、当該法人における特定の事業部門（以下「特定事業部門」という。）が特例輸入関連業務又は特定輸出関連業務を行う場合（以下「特定事業部門による利用の場合」という。）であっても、その最高責任者は、法令遵守規</p>

新旧対照表

【特例輸入者及び特定輸出者の承認要件の審査要領について（平成19年3月31日蔵関第418号）】

改正後	改正前
<p>執行するに当たって適当な者（例えば、当該法人の代表権を有している代表取締役又はこれに準ずる者など）であることが必要である。 <u>(注2)最高責任者が下記に該当する者か否かについて、十分に注意を払うことが望ましい。</u></p> <p><u>指定暴力団に過去関与したこと又は現在関与していることが懸念される者。</u></p> <p><u>国内外の治安に重大な影響を与えるおそれのある団体等への関与が懸念される者。</u></p> <p>法令遵守のために必要な体制（担当部門、責任者）が明記されているか。 (省略)</p> <p><u>特定保税承認者が定める法令遵守規則にあっては、規則第4条の5第1号イ（規則第4条の10において準用する場合を含む。）に規定する各部門及び責任者（承認申請者が法人でない場合にあっては、規則第4条の5第2号イ（規則第4条の10において準用する場合を含む。）に規定する者であって、それぞれ該当する者をいう。（注1）において同じ。）</u></p> <p><u>及び（省略）</u></p> <p><u>特定事業部門による利用の場合であって、特定輸出者が定める法令遵守規則にあっては、規則第9条第1号イに規定する各部門又は当該部門に相当する特定事業部門に属する部署及び責任者（注1）上記及びにおいては、規則第1条の2第1号イ、規則第4条の5第1号イ（規則第4条の10において準用する場合を含む。）又は規則第9条第1号イに規定する部門（以下「総括管理部門」という。）及び規則第1条の2第1号イ、規則第4条の5第1号イ（規則第4条の10において準用する場合を含む。）又は規則第9条第1号イに規定する部門（以下「監査部門」という。）は、それぞれ他の部門から独立していることが望ましい。これらの部門以外の部門（規則第1条の2第1号イからまで又は第9条第1号イ及びに規定する部門。以下「事業部門」という。）については、承認申請者の実情に応じ、一の部門が他の部門の業務を兼務しても差し支えないものとするが、この場合においては、その旨が法令遵守規則に明記される必要がある。</u></p>	<p>則を執行するに当たって適当な者（例えば、当該法人の代表権を有している代表取締役又はこれに準ずる者など）であることが必要である。</p> <p>法令遵守のために必要な体制（担当部門、責任者）が明記されているか。 (同左)</p> <p><u>及び（同左）</u></p> <p><u>特定事業部門による利用の場合であって、特定輸出者が定める法令遵守規則にあっては、規則第9条第1号イに規定する各部門又は当該部門に相当する特定事業部門に属する部署及び責任者（注1）上記及びにおいては、規則第1条の2第1号イ又は第9条第1号イに規定する部門（以下「総括管理部門」という。）及び第1条の2第1号イ又は第9条第1号イに規定する部門（以下「監査部門」という。）は、それぞれ他の部門から独立していることが望ましい。これらの部門以外の部門（規則第1条の2第1号イからまで又は第9条第1号イ及びに規定する部門。以下「事業部門」という。）については、承認申請者の実情に応じ、一の部門が他の部門の業務を兼務しても差し支えないものとするが、この場合においては、その旨が法令遵守規則に明記される必要がある。</u></p>

新旧対照表
【特例輸入者及び特定輸出者の承認要件の審査要領について（平成19年3月31日蔵関第418号）】

改正後	改正前
<p>ても差し支えないものとするが、この場合においては、その旨が法令遵守規則に明記される必要がある。</p> <p>(注2) 上記<u>_____及び_____</u>においても、上記(注1)に準拠することとなるので留意する。なお、総括管理部門又は監査部門に相当する部署が特定事業部門に属している場合には、これらの部署が他の部署から独立して総括管理部門又は監査部門が行うべき業務を遂行できる体制にあることが必要である。</p> <p>(注3) 責任者及び配置する従業員が下記に該当する者か否かについて、十分に注意を払うことが望ましい。</p> <p><u>指定暴力団に過去関与していたこと又は現在関与していることが懸念される者。</u></p> <p><u>国内外の治安に重大な影響を与えるおそれのある団体等への関与が懸念される者。</u></p> <p>各部門(特定事業部門による利用の場合においては、当該各部門に相当する特定事業部門に属する部署を含む。この項において同じ。)について、以下の措置は講じられているか。</p> <p>責任者は、当該部門の業務を適正に執行するための権限が賦与され、特例輸入関連業務、貨物管理業務又は特定輸出関連業務に関する必要な知識及び経験を有しているか。</p> <p>及び (省略)</p> <p><u>輸出入に係る業務の全部若しくは一部又は貨物管理業務の一部(寄託を受けた貨物管理業務に係る契約の締結及び税関手続が承認申請者の名により行われ、かつ当該承認申請者が貨物管理業務について自らが主体となって行う範囲内のものに限る。以下同じ。)を関連会社等に委託する場合には、当該関連会社の委託の適否が適正に確認され、適正な選定がなされているか。</u></p> <p>(注) 税関又は関係する監督官庁により、コンプライアンスに関する認定等を受けた事業者への委託が望ましい。</p> <p><u>荷主等から寄託される貨物の保管等を行う保税蔵置場(法第50条第1項に規定する届出を行おうとする場所に係るものに限る。以下同じ。)又は保税工場(法第61条の5第1項に規定する届出を行おうとする場所に係るものに限る。以下同じ。)において、荷主等の資質の把握及び荷主等から寄託される貨物の受託の適否の判断が適正</u></p>	<p>(注2) 上記<u>_____及び_____</u>においても、上記(注1)に準拠することとなるので留意する。なお、総括管理部門又は監査部門に相当する部署が特定事業部門に属している場合には、これらの部署が他の部署から独立して総括管理部門又は監査部門が行うべき業務を遂行できる体制にあることが必要である。</p> <p>各部門(特定事業部門による利用の場合においては、当該各部門に相当する特定事業部門に属する部署を含む。この項において同じ。)について、以下の措置は講じられているか。</p> <p>責任者は、当該部門の業務を適正に執行するための権限が賦与され、特例輸入関連業務又は特定輸出関連業務に関する必要な知識及び経験を有しているか。</p> <p>及び (同左)</p> <p>輸出入に係る業務の全部又は一部を関連会社等に委託する場合には、当該関連会社の委託の適否が適正に確認され、適正な選定がなされているか。</p> <p>(注) 税関又は関係する監督官庁により、コンプライアンスに関する認定等を受けた事業者への委託が望ましい。</p>

新旧対照表

【特例輸入者及び特定輸出者の承認要件の審査要領について（平成19年3月31日蔵関第418号）】

改正後	改正前
<p><u>になされているか。</u></p> <p>2 各部門の業務内容等に関する事項</p> <p>総括管理部門</p> <p>総括管理部門（特定事業部門による利用の場合においては、当該総括管理部門に相当する特定事業部門に属する部署を含む。以下同じ。）は、法令遵守の観点から、特例輸入関連業務、貨物管理業務又は特定輸出関連業務を総合的に管理できる立場にあるか。</p> <p>総括管理部門は、法令遵守規則の適正な実施を確保するために必要な、次に掲げる業務を行っているか。</p> <p>（省略）</p> <p>特例輸入関連業務、貨物管理業務又は特定輸出関連業務に関する各部門に対する指示、連絡及び調整</p> <p>特例輸入関連業務、貨物管理業務又は特定輸出関連業務に関する各部門又は顧客等からの相談の受付及び回答</p> <p>～（省略）</p> <p>関連会社等への特例輸入関連業務、貨物管理業務又は特定輸出関連業務に関する指導及び監督</p> <p>荷主等から寄託される貨物の保管を行う保税蔵置場又は保税工場における、荷主等の信頼度の調査及び荷主等から寄託される貨物の受託の適否の判断</p> <p>（注）承認申請者において法令遵守規則の適正な実施が確保されると認められる場合には、これらの業務の全てが網羅されておらず、又はこれらの業務のうちいずれかの業務が事業部門（特定事業部門による利用の場合においては、当該事業部門に相当する特定事業部門に属する部署を含む。以下同じ。）が行うこととされていても差し支えない。</p> <p>事業部門</p> <p>（省略）</p> <p>各事業部門は、特例輸入関連業務、貨物管理業務又は特定輸出関連業務を適正に遂行するために必要な次に掲げる措置を講じているか。</p> <p>～（省略）</p> <p>特例輸入関連業務、貨物管理業務又は特定輸出関連業務に関する</p>	<p>2 各部門の業務内容等に関する事項</p> <p>総括管理部門</p> <p>総括管理部門（特定事業部門による利用の場合においては、当該総括管理部門に相当する特定事業部門に属する部署を含む。以下同じ。）は、法令遵守の観点から、特例輸入関連業務又は特定輸出関連業務を総合的に管理できる立場にあるか。</p> <p>総括管理部門は、法令遵守規則の適正な実施を確保するために必要な、次に掲げる業務を行っているか。</p> <p>（同左）</p> <p>特例輸入関連業務又は特定輸出関連業務に関する各部門に対する指示、連絡及び調整</p> <p>特例輸入関連業務又は特定輸出関連業務に関する各部門又は顧客等からの相談の受付及び回答</p> <p>～（同左）</p> <p>関連会社等への特例輸入関連業務又は特定輸出関連業務に関する指導及び監督</p> <p>（注）承認申請者において法令遵守規則の適正な実施が確保されると認められる場合には、これらの業務の全てが網羅されておらず、又はこれらの業務のうちいずれかの業務が事業部門（特定事業部門による利用の場合においては、当該事業部門に相当する特定事業部門に属する部署を含む。以下同じ。）が行うこととされていても差し支えない。</p> <p>事業部門</p> <p>（同左）</p> <p>各事業部門は、特例輸入関連業務又は特定輸出関連業務を適正に遂行するために必要な次に掲げる措置を講じているか。</p> <p>～（同左）</p> <p>特例輸入関連業務又は特定輸出関連業務に関する税関手続等</p>

新旧対照表

【特例輸入者及び特定輸出者の承認要件の審査要領について（平成19年3月31日蔵関第418号）】

	改正後	改正前
	<p>る税関手続等が、法及び他の法令の規定に適合したものであるか否かを審査する手順及び体制の整備（法令審査担当部門の設置等） （注）承認申請者において特例輸入関連業務、<u>貨物管理業務</u>又は特定輸出関連業務の適正な実施が確保されると認められる場合には、これらの措置の全てが講じられていなくても差し支えない。</p>	<p>が、法及び他の法令の規定に適合したものであるか否かを審査する手順及び体制の整備（法令審査担当部門の設置等） （注）承認申請者において特例輸入関連業務又は特定輸出関連業務の適正な実施が確保されると認められる場合には、これらの措置の全てが講じられていなくても差し支えない。</p>
3 税関手続の履行に関する事項	<p><u>特例申告貨物及び特定輸出貨物に関する基本的項目</u></p> <p>(省略) (省略) (省略)</p> <p><u>特例申告貨物に関する税関手続</u></p> <p>(省略) (省略) (省略) (省略)</p> <p><u>特定輸出貨物に関する税関手続</u></p> <p>(省略) (省略) (省略)</p> <p><u>保税蔵置場及び保税工場に関する税関手続</u></p> <p>特定保税承認者に係る保税蔵置場又は保税工場における貨物管理業務に関し、搬入、蔵置、取扱い、搬出の各段階において、次に掲げる事項を確保するための手順及び体制が整えられているか。</p> <ul style="list-style-type: none"> — <u>保税地域以外の場所に外国貨物（法第30条第1項各号に掲げる貨物を除く。）を置かないこと</u> — <u>法第69条の11第1項第1号から第4号まで、第5号の2及び第6号に掲げる貨物（輸入の目的以外の目的で本邦に到着したものに限る。）は、保税地域に置かないこと</u> — <u>外国貨物を置くことができる期間の遵守</u> — <u>上記からのほか、保税蔵置場又は保税工場の許可を受けた者が行う法第4章第3節又は第4節に規定する手続の適正な履行</u> <p>（注）保税蔵置場又は保税工場に法又はその他の法令に違反する恐れがある貨物を置かないための措置を講じていることが望ましい。</p>	<p><u>特例申告貨物に関する税関手続</u></p> <p>(同左) (同左) (同左)</p> <p><u>特定輸出貨物に関する税関手続</u></p> <p>(同左) (同左) (同左) (同左)</p> <p><u>保税蔵置場及び保税工場に関する税関手続</u></p> <p>(同左) (同左) (同左)</p>

新旧対照表

【特例輸入者及び特定輸出者の承認要件の審査要領について（平成19年3月31日蔵関第418号）】

改正後	改正前
<p>4 貨物管理の履行に関する事項</p> <p>承認申請者が所有又は管理する貨物の保管施設等（以下「保管施設等」という。）において、次に掲げる事項が確保される手順及び体制が整えられているか（<u>特定保税承認者の承認申請における審査の場合を除く。</u>） 及び（省略） 移動中の管理対象貨物について、運送経路、運送方法、貨物の現在地及び現状を適正に把握できる手順及び体制が整えられているか（<u>特定保税承認者の承認申請における審査の場合を除く。</u>） 管理対象貨物が次に掲げる状況にある場合に、当該状況等の確認が適時適切に行い得る手順及び体制が整えられているか（<u>特定保税承認者の承認申請における審査の場合を除く。</u>） 及び（省略） (省略) 管理対象貨物の管理を通関業者、運送業者又は倉庫業者等の関連業者に委託している場合又は貨物管理業務の一部を他の者に委託する場合には、当該関連業者が貨物管理に関する体制を整備しているか。 (注) 倉庫業者においては、<u>特定保税承認者であること、フォワーダー等</u>においては、国土交通省により特定フォワーダーと認められているなどが望ましく、<u>特定保税承認者である場合においては、本事項の審査を要しない。</u></p>	<p>4 貨物管理の履行に関する事項</p> <p>承認申請者が所有又は管理する貨物の保管施設等（以下「保管施設等」という。）において、次に掲げる事項が確保される手順及び体制が整えられているか。 及び（同左） 移動中の管理対象貨物について、運送経路、運送方法、貨物の現在地及び現状を適正に把握できる手順及び体制が整えられているか。 管理対象貨物が次に掲げる状況にある場合に、当該状況等の確認が適時適切に行い得る手順及び体制が整えられているか。 及び（同左） (同左) 管理対象貨物の管理を通関業者、運送業者又は倉庫業者等の関連業者に委託している場合には、当該関連業者が貨物管理に関する体制を整備しているか。 (注) 倉庫業者においては、<u>特定許可者であること。フォワーダー等</u>においては、国土交通省により特定フォワーダーと認められているなどが望ましい。</p>
<p>5 監査体制</p> <p>（省略） (省略)</p>	<p>5 監査体制</p> <p>（同左） (同左)</p>
<p>6 他法令の遵守規則に関する事項</p> <p>（省略） (省略)</p>	<p>6 他法令の遵守規則に関する事項</p> <p>（同左） (同左)</p>
<p>7 関連会社等の指導等に関する事項</p> <p>承認申請者の特例輸入関連業務、<u>貨物管理業務</u>又は特定輸出関連業務について業務上関連を有する子会社若しくは関連会社（例えば、特例申告貨物<u>若しくは</u>特定輸出貨物の保管・管理又は<u>貨物管理業務</u>の一部を委託している会社等。）又はこれらの業務の全部又は一部を</p>	<p>7 関連会社等の指導等に関する事項</p> <p>承認申請者の特例輸入関連業務又は特定輸出関連業務について業務上関連を有する子会社若しくは関連会社（例えば、特例申告貨物又は<u>特定輸出貨物</u>の保管・管理を委託している会社等。）又はこれらの業務の全部又は一部を委託している通関業者、運送業者又は倉庫</p>

新旧对照表

【特例輸入者及び特定輸出者の承認要件の審査要領について（平成 19 年 3 月 31 日蔵関第 418 号）】

	改正後	改正前
8	<p>委託している通関業者、運送業者又は倉庫業者等（以下「関連会社等」という。）は、承認申請者と連携してこれらの業務を適正に遂行する責務を有することが契約書等によって明らかにされているか。</p> <p>（省略）</p> <p>（省略）</p> <p>税関との連絡体制に関する事項</p> <p>（省略）</p> <p>次に掲げる場合に、直ちに税関へ連絡する手順及び体制が整えられているか。</p> <p>令第4条の5第5項、令第42条第5項、令第50条の4第5項又は第59条の7第5項の規定に基づく届出を行う必要が生じた場合。</p> <p>管理対象貨物に係る事故等が発生した場合。</p> <p>特例輸入関連業務、貨物管理業務又は特定輸出関連業務に関して、違法行為等不適正な処理が行われたことが判明した場合。</p> <p>（省略）</p>	<p>業者等（以下「関連会社等」という。）は、承認申請者と連携してこれらの業務を適正に遂行する責務を有することが契約書等によって明らかにされているか。</p> <p>（同左）</p> <p>（同左）</p> <p>税関との連絡体制に関する事項</p> <p>（同左）</p> <p>次に掲げる場合に、直ちに税関へ連絡する手順及び体制が整えられているか。</p> <p>令第4条の5第5項又は第59条の7第5項の規定に基づく届出を行う必要が生じた場合。</p> <p>特例申告貨物又は特定輸出貨物に係る事故等が発生した場合。</p> <p>特例輸入関連業務又は特定輸出関連業務に関して、違法行為等不適正な処理が行われたことが判明した場合。</p> <p>（同左）</p>
9	報告及び危機管理に関する事項	報告及び危機管理に関する事項
10	<p>帳簿書類又は保税帳簿の作成及び保管等に関する事項</p> <p>帳簿書類又は保税帳簿の作成及び保管に関し、次に掲げる措置が講じられているか。</p> <p>帳簿書類又は保税帳簿の記載を担当する部署及び責任者、その保管を担当する部署及び責任者並びに保管場所の明確化</p> <p>帳簿書類又は保税帳簿への適正な記載及び保管のための手順及び体制の整備</p> <p>（省略）</p> <p>帳簿書類又は保税帳簿の作成及び保管が電磁的に行われる場合</p>	<p>帳簿書類の作成及び保管に関し、次に掲げる措置が講じられているか。</p> <p>帳簿書類の記載を担当する部署及び責任者、その保管を担当する部署及び責任者並びに保管場所の明確化</p> <p>帳簿書類への適正な記載及び保管のための手順及び体制の整備</p> <p>（同左）</p> <p>帳簿書類の作成及び保管が電磁的に行われる場合に、以下の措置</p>

新旧対照表
【特例輸入者及び特定輸出者の承認要件の審査要領について（平成19年3月31日蔵関第418号）】

	改正後	改正前
	<p>に、以下の措置が適切に講じられているか。</p> <p>帳簿書類又は保税帳簿の作成及び保管に係る電算処理システム（以下「システム」という。）の概要、操作説明書等に関する書類が備え付けられていること。</p> <p>システムの管理及びプログラムの修正等に関する担当者及び責任者が<u>特定される</u>など、その管理体制が整えられていること。</p> <p>（省略）</p>	<p>が適切に講じられているか。</p> <p>帳簿書類の作成及び保管に係る電算処理システム（以下「システム」という。）の概要、操作説明書等に関する書類が備え付けられていること。</p> <p>システムの管理及びプログラムの修正等に関する担当者及び責任者が<u>特定され</u>など、その管理体制が整えられていること。</p> <p>（同左）</p>
11 財務状況に関する事項	<p>財務状況に関し、次に掲げる措置が講じられているか。</p> <p>（省略）</p> <p>会計監査に関する体制の整備</p> <p>関税若しくは国税に関する納税義務の履行又は手数料の納付に支障を及ぼすような状況が発生した場合に、その発生の状況等を税関へ連絡するための手順及び体制の整備</p>	<p>財務状況に関し、次に掲げる措置が講じられているか。</p> <p>（同左）</p> <p>会計監査に関する体制の整備</p> <p>関税又は国税に関する納税義務の履行に支障を及ぼすような状況が発生した場合に、その発生の状況等を税関へ連絡するための手順及び体制の整備</p>
12 教育及び研修に関する事項	<p>特例輸入関連業務、貨物管理業務又は特定輸出関連業務に関する教育及び研修に関し、次に掲げる措置が講じられているか。</p> <p>～（省略）</p>	<p>特例輸入関連業務又は特定輸出関連業務に関する教育及び研修に 関し、次に掲げる措置が講じられているか。</p> <p>～（同左）</p>
13 懲罰に関する事項	<p>従業員等について法令遵守規則又は法令に違反する行為があった場合の懲罰に関する規則が整備され、厳正に執行されるための手順及び体制が整えられているか。</p>	<p>従業員等について法令遵守規則又は法令に違反する行為があった場合の懲罰に関する規則が整備され、厳正に執行されるための手順及び体制が整えられているか。</p>

新旧対照表
【特例輸入者及び特定輸出者の承認要件の審査要領について（平成 19 年 3 月 31 日蔵関第 418 号）】
(注) 傍線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前														
<p>〔別紙様式〕</p> <p>法令遵守規則の記載内容等に関するチェックシート</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"><tr><td style="width: 50px; height: 40px; vertical-align: top;">特例輸入者</td><td style="width: 50px; height: 40px;"></td></tr><tr><td style="width: 50px; height: 40px; vertical-align: top;">特定輸出者</td><td style="width: 50px; height: 40px;"></td></tr><tr><td style="width: 50px; height: 40px; vertical-align: top;">特定保税承認者</td><td style="width: 50px; height: 40px; text-align: center;">社</td></tr><tr><td style="width: 50px; height: 40px; vertical-align: top;">保税蔵置場</td><td style="width: 50px; height: 40px;"></td></tr><tr><td style="width: 50px; height: 40px; vertical-align: top;">保税工場</td><td style="width: 50px; height: 40px;"></td></tr></table>	特例輸入者		特定輸出者		特定保税承認者	社	保税蔵置場		保税工場		<p>〔別紙様式〕</p> <p>法令遵守規則の記載内容等に関するチェックシート</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"><tr><td style="width: 50px; height: 40px; vertical-align: top;">特例輸入者</td><td style="width: 50px; height: 40px;"></td></tr><tr><td style="width: 50px; height: 40px; vertical-align: top;">特定輸出者</td><td style="width: 50px; height: 40px; text-align: center;">社</td></tr></table>	特例輸入者		特定輸出者	社
特例輸入者															
特定輸出者															
特定保税承認者	社														
保税蔵置場															
保税工場															
特例輸入者															
特定輸出者	社														

新旧対照表
【特例輸入者及び特定輸出者の承認要件の審査要領について（平成 19 年 3 月 31 日蔵関第 418 号）】
 (注) 傍線を付した箇所が改正部分である。

改正後			改正前		
1 体制整備等に関する基本的事項			1 体制整備等に関する基本的事項		
審査事項	自己評価及び実施内容（実施状況）等	税關審査欄	審査事項	自己評価及び実施内容（実施状況）等	税關審査欄
<p>以下の基本的事項が明記されているか</p> <p>法令遵守規則は、特例輸入関連業務、貨物管理業務又は特定輸出関連業務を適正に遂行するため必要な措置を定めるものであること。</p> <p>(省略)</p>	<input type="checkbox"/> YES <input type="checkbox"/> NO (省略)		<p>以下の基本的事項が明記されているか</p> <p>法令遵守規則は、特例輸入関連業務又は特定輸出関連業務を適正に遂行するため必要な措置を定めるものであること。</p> <p>(同左)</p>	<input type="checkbox"/> YES <input type="checkbox"/> NO (同左)	
<p>最高責任者は、法令遵守規則を執行するに当たって最も適当な者であるか。</p> <p>(注1) 承認申請者が法人である場合であって、当該法人における特定の事業部門（以下「特定事業部門」という。）が特例輸入関連業務又は特定輸出関連業務を行なう場合（以下「特定事業部門による利用の場合」という。）であっても、その最高責任者は、法令遵守規則を執行するに当たって適当な者（例えば、当該法人の代表権を有している代表取締役又はこれに準ずる者など）であることが必要である。</p> <p>(注2) 最高責任者が下記に該当するか否かについて、十分に注意を払うことが望ましい。</p> <ul style="list-style-type: none"> — 指定暴力団に過去関与していたこと又は現在関与していること — が懸念される者。 — 國内外の治安に重大な影響を与えるおそれのある団体等への関与が懸念される者。 	<input type="checkbox"/> YES <input type="checkbox"/> NO		<p>最高責任者は、法令遵守規則を執行するに当たって最も適当な者であるか。</p> <p>(注) 承認申請者が法人である場合であって、当該法人における特定の事業部門（以下「特定事業部門」という。）が特例輸入関連業務又は特定輸出関連業務を行なう場合（以下「特定事業部門による利用の場合」という。）であっても、その最高責任者は、法令遵守規則を執行するに当たって適当な者（例えば、当該法人の代表権を有している代表取締役又はこれに準ずる者など）であることが必要である。</p>	<input type="checkbox"/> YES <input type="checkbox"/> NO (同左)	
<p>法令遵守のために必要な体制（担当部門、責任者）が明記されているか。</p> <p>(省略)</p> <p>特定保税承認者が定める法令遵守規則にあっては、規則第4条の5第1号イ（規則第4条の10において準用する場合を含む。）に規定する各部門及び責任者（承認申請者が法人でない場合にあっては、規則第4条の5第2号イ（規則第4条の10において準用する場合を含む。）に規定する者であって、それぞれ該当する者をいう。（注1）において同じ。）</p> <p>及び（省略）</p> <p>— 特定事業部門による利用の場合であって、特定輸出者が定める法令遵守規則にあっては、規則第9条第1号イに規定する各部門又は当該部門に相当する特定事業部門に属する部署及び責任者</p> <p>(注1) 上記、及びにおいては、規則第2条第1号イ、規則第4条の5第1号イ（規則第4条の10において準用する場合を含む。）又は規則第9条第1号イに規定する部門（以下「総括管理部門」という。）及び規則第1条の2第1号イ、規則第4条の5第1号イ（規則第4条の10において準用する場合を含む。）又は規則第9条第1号イに規定する部門（以下「監査部門」という。）は、それぞれ他の部門から独立していることが望ましい。これらの部門以外の部門（規則第1条の2第1号イから、まで又は第9条第1号イ及び規則第1条の2第1号イから、まで又は第9条第1号イに規定する部門。以下「事業部門」という。）については、承認申請者の実情に応じ、一部門が他の部門の業務を兼務しても差し支えないものとするが、この場合においては、その旨が法令遵守規則に明記される必要がある。</p> <p>(注2) 上記、及びにおいても、上記(注1)に準拠することとなるので留意する。なお、総括管理部門又は監査部門に相当する部署が特定事業部門に属している場合には、これらの部署が他の部署から独立して総括管理部門又は監査部門が行うべき業務を遂行できる体制にあることが必要である。</p> <p>(注3) 責任者及び配置する従業員が下記に該当するか否かについて、十分に注意を払うことが望ましい。</p> <ul style="list-style-type: none"> — 指定暴力団に過去関与していたこと又は現在関与していることが懸念される者。 — 國内外の治安に重大な影響を与えるおそれのある団体等への関与が懸念される者。 	<input type="checkbox"/> YES <input type="checkbox"/> NO		<p>— 及び（同左）</p> <p>— 特定事業部門による利用の場合であって、特定輸出者が定める法令遵守規則にあっては、規則第9条第1号イに規定する各部門又は当該部門に相当する特定事業部門に属する部署及び責任者</p> <p>(注1) 及びにおいては、規則第1条の2第1号イ、又は第9条第1号イに規定する部門（以下「総括管理部門」という。）及び第1条の2第1号イ、又は第9条第1号イに規定する部門（以下「監査部門」という。）は、それら他の部門から独立していることが望ましい。これらの部門以外の部門（規則第1条の2第1号イから、まで又は第9条第1号イ及び規則第1条の2第1号イから、まで又は第9条第1号イに規定する部門。以下「事業部門」という。）については、承認申請者の実情に応じ、一部門が他の部門の業務を兼務しても差し支えないものとするが、この場合においては、その旨が法令遵守規則に明記される必要がある。</p> <p>(注2) 上記、及びにおいても、上記(注1)に準拠することとなるので留意する。なお、総括管理部門又は監査部門に相当する部署が特定事業部門に属している場合には、これらの部署が他の部署から独立して総括管理部門又は監査部門が行うべき業務を遂行できる体制にあることが必要である。</p>	<input type="checkbox"/> YES <input type="checkbox"/> NO	
各部門（特定事業部門による利用の場合においては、当該各部門に相当する特定事業部門に属する部署を含む。この			各部門（特定事業部門による利用の場合においては、当該各部門に相当する特定事業部門に属する部署を含む。この		

新旧対照表
【特例輸入者及び特定輸出者の承認要件の審査要領について（平成 19 年 3 月 31 日蔵関第 418 号）】
 (注) 傍線を付した箇所が改正部分である。

改正後				改正前			
	項において同じ。)について、以下の措置は講じられているか。 責任者は、当該部門の業務を適正に執行するための権限が賦与され、特例輸入関連業務、貨物管理業務又は特定輸出関連業務に関する必要な知識及び経験を有しているか。 及び (省略)	YES NO		項において同じ。)について、以下の措置は講じられているか。 責任者は、当該部門の業務を適正に執行するための権限が賦与され、特例輸入関連業務又は特定輸出関連業務に関する必要な知識及び経験を有しているか。 及び (同左)	YES NO		
	輸出入に係る業務の全部若しくは一部又は貨物管理業務の一部を寄託を受けた貨物管理業務に係る契約の締結及び税関手続が承認申請者の名により行われ、かつ当該承認申請者が貨物管理業務について自らが主体となって行う範囲内のものに限る。以下同じ。)を関連会社等に委託する場合には、当該関連会社の委託の適否が適正に確認され、適正な選定がなされているか。 (注) 税関又は関係する監督官庁により、コンプライアンスに関する認定寺を受けた事業者への委託が望ましい。	YES NO		輸出入に係る業務の全部又は一部を関連会社等に委託する場合には、当該関連会社の委託の適否が適正に確認され、適正な選定がなされているか。 (注) 税関又は関係する監督官庁により、コンプライアンスに関する認定寺を受けた事業者への委託が望ましい。	YES NO		
—	荷主等から寄託される貨物の保管等を行う保税蔵置場(法第 50 条第 1 項に規定する届出を行おうとする場所に係るものに限る。以下同じ。)又は保税工場(法第 61 条の 5 第 1 項に規定する届出を行おうとする場所に係るものに限る。以下同じ。)において、荷主等の資質の把握及び荷主等から寄託される貨物の受託の適否の判断が適正になされているか。	YES NO					

2 各部門の業務内容等に関する事項							
総括管理部門							
	審査事項	自己評価及び実施内容(実施状況)等		税関審査欄			
	総括管理部門(特定事業部門による利用の場合においては、当該総括管理部門に相当する特定事業部門に属する部署を含む。以下同じ。)は、法令遵守の観点から、特例輸入関連業務、貨物管理業務又は特定輸出関連業務を総合的に管理できる立場にあるか。	YES NO					
	総括管理部門は、法令遵守規則の適正な実施を確保するために必要な、次に掲げる業務を行っているか。 (注) 承認申請者において法令遵守規則の適正な実施が確保されると認められる場合には、これらの業務の全てが網羅されておらず、又はこれらの業務のうちいずれかの業務が事業部門(特定事業部門による利用の場合においては、当該事業部門に相当する特定事業部門に属する部署を含む。以下同じ。)が行うこととされていても差し支えない。 (省略)	(省略)					
	特例輸入関連業務、貨物管理業務又は特定輸出関連業務に関する各部門に対する指示、連絡及び調整	YES NO					
	特例輸入関連業務、貨物管理業務又は特定輸出関連業務に関する各部門又は顧客等からの相談の受付及び回答	YES NO					
	から (省略)	(省略)					
	関連会社等への特例輸入関連業務、貨物管理業務又は特定輸出関連業務に関する指導及び監督	YES NO					
	荷主等から寄託される貨物の保管を行う保税蔵置場又は保税工場における、荷主等及び荷主等から寄託される貨物の信頼度の調査及び受託の適否の判断	YES NO					

総括管理部門							
	審査事項	自己評価及び実施内容(実施状況)等		税関審査欄			
	総括管理部門(特定事業部門による利用の場合においては、当該総括管理部門に相当する特定事業部門に属する部署を含む。以下同じ。)は、法令遵守の観点から、特例輸入関連業務又は特定輸出関連業務を総合的に管理できる立場にあるか。	YES NO					
	総括管理部門は、法令遵守規則の適正な実施を確保するために必要な、次に掲げる業務を行っているか。 (注) 承認申請者において法令遵守規則の適正な実施が確保されると認められる場合には、これらの業務の全てが網羅されておらず、又はこれらの業務のうちいずれかの業務が事業部門(特定事業部門による利用の場合においては、当該事業部門に相当する特定事業部門に属する部署を含む。以下同じ。)が行うこととされていても差し支えない。 (同左)	(同左)					
	特例輸入関連業務又は特定輸出関連業務に関する各部門に対する指示、連絡及び調整	YES NO					
	特例輸入関連業務又は特定輸出関連業務に関する各部門又は顧客等からの相談の受付及び回答	YES NO					
	から (同左)	(同左)					
	関連会社等への特例輸入関連業務又は特定輸出関連業務に関する指導及び監督	YES NO					

新旧対照表
【特例輸入者及び特定輸出者の承認要件の審査要領について（平成 19 年 3 月 31 日蔵関第 418 号）】
 (注) 傍線を付した箇所が改正部分である。

改正後			改正前		
事業部門			事業部門		
審査事項	自己評価及び実施内容（実施状況）等	税関審査欄	審査事項	自己評価及び実施内容（実施状況）等	税関審査欄
(省略)	(省略)		(同左)	(同左)	
各事業部門は、特例輸入関連業務、貨物管理業務又は特定輸出関連業務を適正に遂行するために必要な次に掲げる措置を講じているか。 (注) 承認申請者において特例輸入関連業務又は特定輸出関連業務の適正な実施が確保されると認められる場合には、これらの措置の全てが講じられていなくても差し支えない。 ~ (省略)	(省略)		各事業部門は、特例輸入関連業務又は特定輸出関連業務を適正に遂行するために必要な次に掲げる措置を講じているか。 (注) 承認申請者において特例輸入関連業務又は特定輸出関連業務の適正な実施が確保されると認められる場合には、これらの措置の全てが講じられていなくても差し支えない。 ~ (同左)	(同左)	
特例輸入関連業務、貨物管理業務又は特定輸出関連業務に関する税関手続等が、法及び他の法令の規定に適合したものであるか否かを審査する手順及び体制の整備（法令審査担当部門の設置等） (注) 承認申請者において特例輸入関連業務、貨物管理業務又は特定輸出関連業務の適正な実施が確保されると認められる場合には、これらの措置の全てが講じられていなくても差し支えない。	YES NO		特例輸入関連業務又は特定輸出関連業務に関する税関手続等が、法及び他の法令の規定に適合したものであるか否かを審査する手順及び体制の整備（法令審査担当部門の設置等） (注) 承認申請者において特例輸入関連業務又は特定輸出関連業務の適正な実施が確保されると認められる場合には、これらの措置の全てが講じられていなくても差し支えない。	YES NO	

3 税関手続の履行に関する事項

特例申告貨物及び特定輸出貨物に関する基本的項目

審査事項	自己評価及び実施内容（実施状況）等	税関審査欄
(省略)	(省略)	
(省略)	(省略)	
(省略)	(省略)	

3 税関手続の履行に関する事項

基本的項目

審査事項	自己評価及び実施内容（実施状況）等	税関審査欄
(同左)	(同左)	
(同左)	(同左)	
(同左)	(同左)	

特例申告貨物に関する税関手続

審査事項	自己評価及び実施内容（実施状況）等	税関審査欄
(省略)	(省略)	

特例申告貨物に関する税関手続

審査事項	自己評価及び実施内容（実施状況）等	税関審査欄
(同左)	(同左)	

特定輸出貨物に関する税関手続

審査事項	自己評価及び実施内容（実施状況）等	税関審査欄
(省略)	(省略)	
(省略)	(省略)	
(省略)	(省略)	

特定輸出貨物に関する税関手続

審査事項	自己評価及び実施内容（実施状況）等	税関審査欄
(同左)	(同左)	
(同左)	(同左)	
(同左)	(同左)	

保税蔵置場及び保税工場に関する税関手続

審査事項	自己評価及び実施内容（実施状況）等	税関審査欄
特定保税承認者に係る保税蔵置場又は保税工場における貨物管理業務に関し、搬入・貯置・取扱い・搬出の各段階において、次に掲げる事項を確保するための手順及び体制が整えられているか。		
保税地域以外の場所に外国貨物（法第 30 条第 1 項各号に掲げる貨物を除く。）を置かないこと	YES NO	

新旧対照表
【特例輸入者及び特定輸出者の承認要件の審査要領について（平成 19 年 3 月 31 日蔵関第 418 号）】
 (注) 傍線を付した箇所が改正部分である。

改正後				改正前			
法第 69 条の 11 第 1 項第 1 号から第 4 号まで、第 5 号の 2 及び第 6 号に掲げる貨物（輸入の目的以外の目的で本邦に到着したものに限る。）は、保税地域に置かないこと	YES NO						
外国貨物を置くことができる期間の遵守	YES NO						
上記 から のほか、保税蔵置場又は保税工場の許可を受けた者が行う法第 4 章第 3 節又は第 4 節に規定する手続の適正な履行 (注)保税蔵置場又は保税工場に法又はその他の法令に違反する恐れがある貨物を置かないための措置を講じていることが望ましい。	YES NO						

4 貨物管理の履行に関する事項

審査事項	自己評価及び実施内容（実施状況）等	税関審査欄
承認申請者が所有又は管理する貨物の保管施設等（以下「保管施設等」という。）において、次に掲げる事項が確保される手順及び体制が整えられているか（特定保税承認者の承認申請における審査を除く。） 及び（省略）	YES NO	
移動中の管理対象貨物について、運送経路、運送方法、貨物の現在地及び現状を適正に把握できる手順及び体制が整えられているか（特定保税承認者の承認申請における審査を除く。）	YES NO	
管理対象貨物が次に掲げる状況にある場合に、当該状況等の確認が適時適切に行い得る手順及び体制が整えられているか（特定保税承認者の承認申請における審査を除く。） 及び（省略）	YES NO	
（省略）	（省略）	
管理対象貨物の管理を通関業者、運送業者又は倉庫業者の関連業者に委託している場合又は貨物管理業務の一部を他の者に委託する場合には、当該関連業者が貨物管理に関する体制を整備しているか。 (注)倉庫業者においては、特定保税承認者であること、フォワーダー等においては、国土交通省により特定フォワーダーと認められているなどが望ましく、特定保税承認者である場合においては、本事項の審査を要しない。	YES NO	

5 監査体制

審査事項	自己評価及び実施内容（実施状況）等	税関審査欄
（省略）	（省略）	
（省略）	（省略）	

6 他法令の遵守規則に関する事項

審査事項	自己評価及び実施内容（実施状況）等	税関審査欄
（省略）	（省略）	
（省略）	（省略）	

7 関連会社等の指導等に関する事項

審査事項	自己評価及び実施内容（実施状況）等	税関審査欄
承認申請者の特例輸入関連業務、貨物管理業務又は特定輸		

4 貨物管理の履行に関する事項

審査事項	自己評価及び実施内容（実施状況）等	税関審査欄
承認申請者が所有又は管理する貨物の保管施設等（以下「保管施設等」という。）において、次に掲げる事項が確保される手順及び体制が整えられているか。 及び（同左）	YES NO	
移動中の管理対象貨物について、運送経路、運送方法、貨物の現在地及び現状を適正に把握できる手順及び体制が整えられているか。	YES NO	
管理対象貨物が次に掲げる状況にある場合に、当該状況等の確認が適時適切に行い得る手順及び体制が整えられているか。 及び（同左）	YES NO	
（同左）	（同左）	
管理対象貨物の管理を通関業者、運送業者又は倉庫業者等の関連業者に委託している場合には、当該関連業者が貨物管理に関する体制を整備しているか。 (注)倉庫業者においては、特定許可者であること、フォワーダー等においては、国土交通省により特定フォワーダーと認められているなどが望ましい。	YES NO	

5 監査体制

審査事項	自己評価及び実施内容（実施状況）等	税関審査欄
（同左）	（同左）	
（同左）	（同左）	

6 他法令の遵守規則に関する事項

審査事項	自己評価及び実施内容（実施状況）等	税関審査欄
（同左）	（同左）	
（同左）	（同左）	

7 関連会社等の指導等に関する事項

審査事項	自己評価及び実施内容（実施状況）等	税関審査欄
承認申請者の特例輸入関連業務又は特定輸出関連業務に		

新旧対照表
【特例輸入者及び特定輸出者の承認要件の審査要領について（平成 19 年 3 月 31 日蔵関第 418 号）】
 (注) 傍線を付した箇所が改正部分である。

改正後			改正前		
出閑連業務に関して業務上関連を有する子会社若しくは関連会社（例えば、特例申告貨物若しくは特定輸出貨物の保管・管理又は貨物管理業務の一部を委託している会社等。）又はこれらの業務の全部又は一部を委託している通閑業者、運送業者又は倉庫業者等（以下「関連会社等」という。）は、承認申請者と連携してこれらの業務を適正に遂行する責務を有することが契約書等によって明らかにされているか。	YES NO		関して業務上関連を有する子会社若しくは関連会社（例えば、特例申告貨物又は特定輸出貨物の保管・管理を委託している会社等。）又はこれらの業務の全部又は一部を委託している通閑業者、運送業者又は倉庫業者等（以下「関連会社等」という。）は、承認申請者と連携してこれらの業務を適正に遂行する責務を有することが契約書等によって明らかにされているか。	YES NO	
（省略）	(省略)		（同左）	(同左)	
（省略）	(省略)		（同左）	(同左)	

8 税関との連絡体制に関する事項

審査事項	自己評価及び実施内容（実施状況）等	税関審査欄
（省略）	(省略)	
次に掲げる場合に、直ちに税関へ連絡する手順及び体制が整えられているか。 令第 4 条の 5 第 5 項、令第 42 条第 5 項、令第 50 条の 4 第 5 項又は第 59 条の 7 第 5 項の規定に基づく届出を行う必要が生じた場合。 管理対象貨物に係る事故等が発生した場合。 特例輸入閑連業務、貨物管理業務又は特定輸出閑連業務に関して、違法行為等不適正な処理が行われたことが判明した場合。 (省略)	YES NO	

8 税関との連絡体制に関する事項

審査事項	自己評価及び実施内容（実施状況）等	税関審査欄
（同左）	(同左)	
次に掲げる場合に、直ちに税関へ連絡する手順及び体制が整えられているか。 令第 4 条の 5 第 5 項又は第 59 条の 7 第 5 項の規定に基づく届出を行う必要が生じた場合。 特例申告貨物又は特定輸出貨物に係る事故等が発生した場合。 特例輸入閑連業務又は特定輸出閑連業務に関して、違法行為等不適正な処理が行われたことが判明した場合。 (同左)	YES NO	

9 報告及び危機管理に関する事項

審査事項	自己評価及び実施内容（実施状況）等	税関審査欄
（省略）	(省略)	
次に掲げる事態が生じた場合に、直ちに上記により報告されるとともに、原因を究明し、再発防止策を講じるなどの手順及び体制が整えられているか。 管理対象貨物に係る事故等が発生した場合。 特例輸入閑連業務、貨物管理業務又は特定輸出閑連業務に関して、違法行為等不適正な処理が行われたことが判明した場合。	YES NO	

9 報告及び危機管理に関する事項

審査事項	自己評価及び実施内容（実施状況）等	税関審査欄
（同左）	(同左)	
次に掲げる事態が生じた場合に、直ちに上記により報告されるとともに、原因を究明し、再発防止策を講じるなどの手順及び体制が整えられているか。 特例申告貨物又は特定輸出貨物に係る事故等が発生した場合。 特例輸入閑連業務又は特定輸出閑連業務に関して、違法行為等不適正な処理が行われたことが判明した場合。	YES NO	

10 帳簿書類又は保税帳簿の作成及び保管等に関する事項

審査事項	自己評価及び実施内容（実施状況）等	税関審査欄
帳簿書類又は保税帳簿の作成及び保管に関し、次に掲げる措置が講じられているか。 帳簿書類又は保税帳簿の記載を担当する部署及び責任者、その保管を担当する部署及び責任者並びに保管場所の明確化	YES NO	
帳簿書類又は保税帳簿への適正な記載及び保管のための手順及び体制の整備	YES NO	
（省略）	(省略)	
帳簿書類又は保税帳簿の作成及び保管が電磁的に行われる場合に、以下の措置が適切に講じられているか。		

10 帳簿書類の作成及び保管等に関する事項

審査事項	自己評価及び実施内容（実施状況）等	税関審査欄
帳簿書類の作成及び保管に関し、次に掲げる措置が講じられているか。 帳簿書類の記載を担当する部署及び責任者、その保管を担当する部署及び責任者並びに保管場所の明確化	YES NO	
帳簿書類への適正な記載及び保管のための手順及び体制の整備	YES NO	
（同左）	(同左)	
帳簿書類の作成及び保管が電磁的に行われる場合に、以下の措置が適切に講じられているか。		

新旧対照表
【特例輸入者及び特定輸出者の承認要件の審査要領について（平成 19 年 3 月 31 日蔵関第 418 号）】
 (注) 傍線を付した箇所が改正部分である。

改正後				改正前			
	帳簿書類又は保税帳簿の作成及び保管に係る電算処理システム（以下「システム」という。）の概要、操作説明書等に関する書類が備え付けられること。	YES NO		帳簿書類の作成及び保管に係る電算処理システム（以下「システム」という。）の概要、操作説明書等に関する書類が備え付けられていること。	YES NO		
	システムの管理及びプログラムの修正等に関する担当者及び責任者が特定されるなど、その管理体制が整えられていること。	YES NO		システムの管理及びプログラムの修正等に関する担当者及び責任者が特定されなど、その管理体制が整えられていること。	YES NO		
	(省略)	(省略)		(同左)	(同左)		
11 財務状況に関する事項				11 財務状況に関する事項			
審査事項		自己評価及び実施内容（実施状況）等		税関審査欄		審査事項	
財務状況に關し、次に掲げる措置が講じられているか。						自己評価及び実施内容（実施状況）等	
及び（省略）		(省略)				税関審査欄	
関税若しくは国税に関する納稅義務の履行又は手数料の納付に支障を及ぼすような状況が発生した場合に、その発生の状況等を税關へ連絡するための手順及び体制の整備		YES NO		関税又は国税に関する納稅義務の履行に支障を及ぼすような状況が発生した場合に、その発生の状況等を税關へ連絡するための手順及び体制の整備	YES NO		
12 教育及び研修に関する事項				12 教育及び研修に関する事項			
審査事項		自己評価及び実施内容（実施状況）等		税関審査欄		審査事項	
特例輸入関連業務、貨物管理業務又は特定輸出関連業務に関する教育及び研修に關し、次に掲げる措置が講じられているか。						自己評価及び実施内容（実施状況）等	
～（省略）		(省略)				税関審査欄	
13 懲罰に関する事項				13 懲罰に関する事項			
審査事項		自己評価及び実施内容（実施状況）等		税関審査欄		審査事項	
従業員等について法令遵守規則又は法令に違反する行為があつた場合の懲罰に関する規則が整備され、厳正に執行されるための手順及び体制が整えられているか。		YES NO		従業員等について法令遵守規則又は法令に違反する行為があつた場合の懲罰に関する規則が整備され、厳正に執行されるための手順及び体制が整えられているか。	YES NO		